

# 社会福祉連携推進法人いーまーる 役員等報酬基準規程

## (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉連携推進法人いーまーる（以下「この法人」という）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議会構成員と併せて役員等という。
- (2) 社員理事とは、理事のうち、この法人の社員である者をいう。
- (3) 外部理事とは、理事のうち、社員理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 社員理事には（役員）報酬を支給しない
- (2) 外部理事の報酬
- (3) 監事の報酬
- (4) 評議会構成員の報酬

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 外部理事に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

- 2 監事に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議会構成員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 外部理事及び監事並びに評議会構成員に対する報酬は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で支給するものとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 外部理事及び監事並びに評議会構成員に対する報酬は、理事会又は評議会への出

席など法人運営のために業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等の控除をして支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、旅費実費費用を支給する。

- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規定を改正、廃止するときは、この法人の社員総会の承認を経て行うものとする。

附則 この規程は、令和6年10月1日より施行する。

別表第1 外部理事の報酬

外部理事	
理事会等会議への出席	10,000円（所得税控除前）
上記のほか、法人業務のための出勤	同上

別表第2 監事の報酬

監事	
理事会等会議への出席	10,000円（所得税控除前）
上記のほか、法人業務のための出勤	同上

別表第3 評議会構成員の報酬

評議会構成員	
社会福祉連携推進評議会等会議への出席	10,000円（所得税控除前）
上記のほか、法人業務のための出勤	同上